

2018年度（平成30年度）

（第11回）岐阜県民スポーツ大会 ゴルフ競技（郡市代表戦）

◆ 開催日： 平成30年 9月 21日（金）

◆ 会場： 荘川高原カントリー倶楽部

一般社団法人
岐阜県ゴルフ連盟
競技委員長 後藤 修

◎ ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則と本ローカルルールを適用する。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は2打

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則27）

① アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ウォーター・ハザード（ラテラル・ウォーター・ハザードを含む）（規則26）

ウォーター・ハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーター・ハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

① ウォーター・ハザードの限界の一部がアウトオブバウンズの境界で定められている場合、その限界はアウトオブバウンズの境界と一致する。

3. 異常なグラウンド状態（規則25）

① 修理地は白線と青杭で標示する（定義「修理地」参照）。
② スルーザグリーンの張芝の継ぎ目については付属規則I(A)3eを適用する。
③ パッティンググリーンの前後のペイントマークと、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合（スタンスの障害は除く）、規則25-1bに基づく救済を受けることができる。

4. 障害物（規則24）

① 排水溝は動かせない障害物とみなす。
② 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。
③ 動かせない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。
④ 動かせない障害物によって囲まれた造園区域（花壇、低木の植え込みなど）はその障害物の一部とみなす。

5. コースと不可分の部分

① ウォーター・ハザード内にある護岸用の構築物

6. パッティンググリーン上の芝の張り替え跡

パッティンググリーン上の芝の張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じものとみなし、規則 16-1cに基づき修理することができる。

7. パッティンググリーン上で偶然に球を動かす原因となったプレーヤーに罰を課さないローカルルール（規則 18-2, 18-3, 20-1 の修正）

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則 18-2, 18-3, そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

8. 地面にくい込んでいる球の救済

付属規則 I (A) 3 a を適用する。

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

9. バンカー内の石

付属規則 I (A) 3 f を適用する。

バンカー内の石は、動かせる障害物とする（規則 24-1 を適用）

10. 距離計測器の使用

付属規則 I (A) 7 を適用する。

本競技において、プレーヤーは距離計測機器の使用によって距離の情報を得ることができる。正規のラウンド中にプレーヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件（例えば、標高変化、風速など）を計測するために距離計測機器を使用した場合、プレーヤーは規則 14-3 の違反となる。

11. 恒久的な高架ケーブル

球が恒久的な高架の電線やケーブルに当たった場合、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーをしなければならない（規則 20-5）。この場合、球を取り替えることができる。ただし電線やケーブルを支えるために地面から立ち上がった構築物に球が当たった場合は再プレーをしてはならず、あるがままの状態でプレーしなければならない。

1.2. 規則6-6 d 例外の修正

どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の罰打を含めなかつたために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則6-6 dに違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

競 技 の 条 件

1. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. クラブと球の規格

- ① 適合ドライバー・ヘッドリスト(付属規則I(B)1a)を適用する。
- ② 溝とパンチマークの規格は、岐阜県ゴルフ連盟主催競技では、適用しない。
- ③ 公認球リスト(付属規則I(B)1b)を適用する。

3. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉛を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は競技失格とする。

4. 険悪な気象状況によるプレーの中止 (規則6-8 b注)

付属規則I(B)4を適用する。通報は以下の通り。

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：2回のサイレンを鳴らして通報する。

注：険悪な気象状況による中断中は、委員会が開放と宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習しているプレーヤーは参加を取り消されることがある。

5. 練習

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付I(B)5b』を適用する。

6. 移動

正規のラウンド中のゴルフカートの使用を認める。カートは共用する競技者同士が操作するものとし、カートを操作することを目的として特定の者を雇ってはならない。カートは競技者の携帯品の一部とする。

- ① 共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時は、すべて球の持

ち主の携帯品とみなす。但し、カートが運転されている間は、そのカートとそれに載っている人や物は、すべて運転している競技者の携帯品とみなす。

- ② カートを共用している競技者以外の者のカート使用は禁止する。カートを不正に使用したり、不正使用を許した競技者は、キャディを使用したものとみなす。ホールとホールの間で違反があったときは、罰は次のホールに適用となる。
- ③ カートは、同伴競技者間で交互に操作するものとする。但し運転免許を持たない競技者は、カートを操作しないこと。

7. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。

この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 2』を適用する。

注：9番ホールから10番ホールへ向かう間、または18番ホールから1番ホールへ向かう間のカート道路において、補助要員がカートを操作することを認める。

8. スコアカードの提出（裁定 6-6 c / 1）

提出エリア方式を採用する。

9. タイの決定

競技規定に定める。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

11. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

- 1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スタートイングホールのティインググランド付近に掲示して告示する。
- 2. 競技の条件で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。
プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
- 4. 9ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
- 5. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン（20球）を限度とする。
- 6. ティーマーカーは白色とする。
- 7. コース内では、携帯電話を使用しないこと。

8. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
9. 委員会は規則 33-7に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
10. 2018 年度（平成 30 年度）一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管競技服装規定を厳守し、コース上にいる人に対して不快感を与えないよう心配りをすること。また、安全上・健康上、プレー中は必ず帽子（ひさし付）を着用すること〔バイザーも可〕。着帽をしない場合は、競技会への出場を禁止する。
11. ギャラリーは競技中コース内に入ることは出来ません。但し、1番・10番ホールのティーインググラウンド周辺及び9番・18番ホールのパッティンググリーン周辺に限り認めます。

追記

1. 朝食の用意は、午前 6 時 00 分よりとする。
2. 練習場の利用は、午前 6 時 00 分よりとする。
3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用すること。
4. バックは口径 9.5 インチ、重量は 13 キロを超えないようにすること。
なお、サブバッグの使用は禁止する。

指定練習日

1. 指定練習日は 9月10日（月）～20日（木）の平日のうち1日間とする。

但し、20日は午後3時迄にプレーを終了すること。

指定練習日は前もって〔莊川高原カントリー倶楽部〕に申込予約すること。

TEL…05769-2-2222

申込みは当該練習日の1週間前に締切る。練習ラウンドは1つの球でプレーすること。

※指定練習日のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがある。

詳細は会場倶楽部に確認すること。